久米島町公告第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告する。

令和８年11月２日

久米島町長　桃原　秀雄

1　件名

久米島町公用車購入

2　目的

本件は、久米島町が推進する脱炭素社会の実現及び公用車の環境性能向上を図るため、電気自動車（EV）の導入にあたり、集落内道路など訪問業務における機動性や利便性を考慮した車両の購入を目的とする。

3　実施方法

今回実施する公募型プロポーザル方式による業務は、久米島町公用車購入について、プロポーザル参加者を公募し提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と契約の締結交渉をするものである。

4　業務内容

別紙「久米島町公用車購入（電気自動車）仕様書」のとおりとする。ただし、契約時における仕様書については、選定された受託者の企画提案内容に応じて久米島町と受託者の協議により決定する。